

# 慶弔見舞金規程

一般社団法人 北海道認知症グループホーム協会

## 慶弔見舞金規程

### (目的)

第1条 この規程は、就業規則第39条の規定により、職員及びその家族の慶弔、災害ならびに職員のケガや病気に際し支給する慶弔見舞金の支給の基準・手続きなどを定めるものである。

### (勤続期間)

第2条 この規程における勤続期間は、就業規則第2条に定める職員について適用するものとし、次に掲げる者に対しては適用しない。

### (適用範囲)

第3条 この規程は、就業規則第2条に定める職員について適用するものとし、次に掲げる者に対しては適用しない。

- ① 契約職員
- ② 臨時職員
- ③ 嘱託職員
- ④ パートタイマー
- ⑤ その他前項に準ずる者で法人が指定する者

### (祝金)

第4条 職員が結婚又は出産したときは、下記の祝金を贈呈する。

- ① 結婚祝金 30,000円
- ② 出産祝金 10,000円

- 2 退職後2か月以内に結婚又は出産したときは、前項の祝金額の半額を贈呈する。
- 3 出産後1週間以内に子が死亡したときは、又は死産のときは、第1項及び第2項の祝金に代えて同額の見舞金を贈呈する。この場合は、第6条の死亡弔慰金は贈呈しないものとする。

### (死亡弔慰金)

第5条 職員又はその家族が死亡したときには、下記の弔慰金を贈呈し、併せて、事情を勘案のうえ献花又は香花料を贈ることができる。

- (1) 職員本人が死亡した場合 30,000円
- (2) 職員配偶者が死亡した場合 10,000円
- (3) 職員の子、又は父母(義、養父母含む)が死亡した場合 10,000円

- 2 職員本人が業務上の事由により死亡した場合は、事情を勘案の上、社葬とすることがある。

(その他)

第6条 前各条に定めのないものでも、状況により法人が支給の必要があると認めた場合には、慶弔見舞金を支給することがある。

附 則

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。